

事例 No. 9 低未利用地等を活用した広場等空間の創出・誘導手法に関する調査

平成 29 年 5 月 1 日時点

業務説明書（共通事項） (簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式)

本業務は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出するものである。

1. 業務の概要

- (1) 業務の目的 業務説明書（個別）による。
- (2) 業務内容 業務説明書（個別）による。
- (3) 技術提案を求める特定テーマ 業務説明書（個別）による。
- (4) 業務の打合せ 業務説明書（個別）による。
- (5) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は設計業務等共通仕様書第 1128 条 1 項に示す通りとするが、設計業務等共通仕様書第 1128 条 1 項の他に主たる部分とする内容の有無及び主たる部分の内容については、業務説明書（個別）による。

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

- (7) 成果品 業務説明書（個別）による。
- (8) 履行期間 業務説明書（個別）による。
- (9) 電子入札

本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う対象業務である。ただし、当初より電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。この申請の受付窓口及び受付時間は、次のとおりである。

① 受付窓口：国土交通省国土技術政策総合研究所総務部会計課調査係

住所 〒305-0804
茨城県つくば市旭 1 番地
TEL 029-864-4022 FAX 029-864-4793
e-mail nii-chotatsu@mit.go.jp

② 受付時間：土・日曜日・祝日を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

③ 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

以下、本業務説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

- (10) 担当部局 (9) ①に同じ。
- (11) その他 業務説明書（個別）による。

2. 技術提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 技術提案書の提出者

① 単体企業

- I 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。））第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- II 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- III 業務説明書（個別）に記載の業種区分による国土技術政策総合研究所における平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。
(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土技術政策総合研究所長（以下「所長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。)
- IV 国土技術政策総合研究所長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- V 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者）の再認定を受けた者は除く。）でないこと。

② 設計共同体

業務説明書（個別）による。

- ③ 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 参加表明書に関する要件

- ① 予定管理技術者に関する確認審査事項は、以下のとおりとする。

- ・「予定管理技術者」の資格等

業務説明書（個別）に示す資格のいずれかを有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。）認定（土地・建設産業局建設市場整備課（旧総合政策局建設市場整備課も含む。））を受けている必要がある。（業種区分が建築関係建設コンサルタントの場合を除く。）

なお、予定管理技術者の資格について証明する書類の写しを添付すること。参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、技術提案書の提出期限までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

- ・業務成績

業務説明書（個別）による。

- ・手持ち業務量

公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務量とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

ただし、公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省等の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（平成24年3月19日付け国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号）第6条第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、契約の相手方として特定しない。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件（公示日現在での手持ち業務に、国土交通省等の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2億円、件数で5件）未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のiからivまでのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続した場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- i 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務等実績を有する者
- ii 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- iii 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- iv 手持ち業務量が当該業務の説明書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

② 参加表明者又は予定管理技術者に関する確認審査事項は、以下のとおりとする。

・ 同種業務、類似業務又は同種研究、類似研究等の実績

業務説明書（個別）に示される「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した「同種業務、類似業務」について、1件以上の実績を有していなければならない。

または、業務説明書（個別）に示される「同種研究、類似研究」について、1件以上の実績を有していなければならない。

設計共同体による場合は、構成員のいずれかが当該実績を有するものとし、他の構成員については、分担する業務のいずれかひとつについて、「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において、分担する業務に相当する業務（又は研究）実績又は当該実績を有していなければならない。

なお、「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、国、特殊法人（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）とする。（以下「国・特殊法人・地方公共団体等」という。）

（注1）「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す以下のものをいう。

- ・ 国際空港（株）：新関西、成田
- ・ 高速道路（株）：東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- ・ 中間貯蔵・環境安全事業（株）
- ・ 沖縄科学技術大学院大学学園
- ・ 日本中央競馬会
- ・ 国立研究開発法人

宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、日本原子力研究開発機構

- ・ 独立行政法人

空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第3条に示す独立行政法人を含む）

- ・ 国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- ・ 地方共同法人日本下水道事業団
- ・ 国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

（注2）「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する以下のものをいう。

- ・ 普通地方公共団体
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 特別地方公共団体

特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団

(注3) 「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・地方道路公社法に基づく道路公社
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」
- ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」

(注4) 「公益法人」とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

(注5) 「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、（注1）～（注4）及び上記公益企業が設置した研究機関

・実績業務の成績

実績として挙げた業務の成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

③ 業務実施体制に関する確認審査事項

業務説明書（個別）による。

3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

（1） 参加表明書の作成方法

電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- ① 配布された様式（様式－1～様式－6）を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Just System一太郎及びAdobe Reader P D F ファイル形式に限る。
- ② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量3MB以内とする（2つ以上のファイルは認めない。）但し、圧縮することにより3MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式（電子入札システムとの分割は認めない）を持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メール（1通あたりの添付ファイル容量は4MB以内とする）により電子入札システムでの提出期限までに提出するものとする（電送又は電子メールの場合には提出期限内に着信を確認すること）。また、電子入札システムにより次の内容を記載した書面（様式－9）のみ

を送信すること。

- ア 郵送する旨の表示
- イ 郵送する書類の目録
- ウ 郵送する書類のページ数
- エ 発送年月日

(3) 参加表明書表紙の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので、不要である。
但し、指定の容量を超えて持参、郵送による場合は押印すること。

(4) 印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、提出された参加表明書の印刷は白黒で行う。

(2) 参加表明書記載上の留意事項

業務説明書（個別）による。

(3) 業務実績等の証明

業務説明書（個別）による。

(4) 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

公示文4. による。

(5) 選定・非選定通知

(1) 技術提案書の提出者として選定した者には、電子入札システムにより通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を同じく電子入札システムにより通知する。ただし、両通知とも、紙入札方式による参加希望者に対しては、書面をもって通知する。

(2) 上記①の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。また、書面により通知を受けたものは、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記②の回答は、説明を求めることができる終日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以内に電子入札システムにより行う。但し、書面により提出されたものに対しては、書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間は1. (9)①及び②による。

4. 技術提案書を特定するための基準

業務説明書（個別）による他、以下のとおりとする。

(1) 「技術提案書の内容」の各項目は複数の者が評価を行い、その平均をもってそれぞれの得点とする。

(2) 業務説明書（個別）における「推奨する単位」は、平成29年4月1日時点で国土技術政策総合研究所が確認した以下の値を基準とする。また、評価にあたっては、年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。（例：1年3ヶ月→2年）

<建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位>

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50 ポイント/年
一般社団法人建設コンサルタント協会	50 単位/年
公益社団法人地盤工学会	50 単位/年
一般社団法人森林・自然環境技術者教育会	20CPD 時間/年
一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50 単位/年
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20 ポイント/年
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット/年
土質・地質技術者生涯学習協議会	50CPD 時間/年
公益社団法人土木学会	50 単位/年
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50 単位/年
公益社団法人日本技術士会	50CPD 時間/年
公益社団法人日本建築士会連合会	12 認定時間/年
公益社団法人日本造園学会	50 単位/年
公益社団法人日本都市計画学会	50 单位/年
公益社団法人農業農村工学会	50CPD/年
一般財団法人建設業振興基金	12CPD 時間/年
一般社団法人交通工学研究会	50 单位/年
<建築CPD運営会議が推奨する単位>	
建築CPD運営会議	12 認定時間/年

5. 技術提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 技術提案書の無効

技術提案書による技術提案は、調査検討業務における具体的な取り組み方法や留意点について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又は書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案の一部もしくは技術提案書全体を無効とする場合があるので注意すること。

また、2. の資格要件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。

② 参考見積

- ・業務に必要な経費を算出し、参考見積（各項目の内訳書を含む）として提出すること。
- ・参考見積は下記③で提示する参考業務規模とかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。
- ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する場合がある。

③ 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、業務説明書（個別）による。

④ 実施方針・業務フロー

業務の実施方針（重視する事項や着眼点等）、業務フローについて簡潔に記載すること。
記載にあたっては、実施方針・業務フローを別様でそれぞれA4判1枚に記載すること。

(5) 特定テーマ

業務説明書（個別）1. (3)に示した、特定テーマに対する取り組み方法や留意点を具体的に記載すること。記載にあたっては、カラーの写真や図表を使用することは自由であるが、プリントアウト又は増刷コピーは白黒印刷で行う。また、1テーマ、A4判1枚に記載すること。

(2) 作成方法

技術提案書の様式は、様式－7～8（A4判）を基に作成を行うものとし、ファイル形式等の基本的事項については、参加表明書の作成方法と同様とする。

(3) 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限

技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法については、公示文4による。

(4) 既存資料の閲覧

既存資料の閲覧の有無及び閲覧資料については、業務説明書（個別）による。

6. ヒアリング

業務説明書（個別）による。

7. 特定・非特定通知

(1) 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定したものには、電子入札システムにより通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を同じく電子入札システムにより通知する。但し、紙入札方式による参加希望者に対しては、書面をもって、支出負担行為担当官から通知する。

(2) 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより支出負担行為担当官に対して非特定理由について説明を求めることができる。また、書面により通知を受けた者は、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録の残るものに限る。）することにより、支出負担行為担当官に対して非特定理由について説明を求めることができる。受付場所及び受付時間は、1. (9) ①及び②による。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）に電子入札システムにより行う。但し、書面により提出されたものに対しては、書面により行う。

8. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、業務説明書（個別）に示す期間内に、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札方式による参加希望者は、①の期間内に書面（書式自由、但し規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送、又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

(2) 紙入札方式による受付場所：1. (9) ①に同じ。

(3) 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具

体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。) を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

- (4) 質問に対する回答は、業務説明書(個別)に示す日までに電子入札システムにより行い、紙入札方式による参加者に対しては、電送又は電子メールで行う。

9. 支払条件 前金払無

10. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 2. (1) ①Ⅲに掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も参加表明書及び技術提案書を提出することができるが、3. (5)の選定通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (3) 設計共同体については、3. (5)の選定通知の時において、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより国土技術政策総合研究所長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けていなければならない。
- (4) 提出期限までに参加表明書及び技術提案書を同時に提出しない者は欠格とし、選定しない。
また、選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を無効とする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。
- ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
 - ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
 - ・白紙である場合
 - ・業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・発注者名に誤りがある場合
 - ・発注案件名に誤りがある場合
 - ・提出業者名に誤りがある場合
 - ・その他未提出又は不備がある場合
- (7) 提出された資料は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (8) 特定されなかった技術提案書は、電子入札システムにより提出した場合には、電子入札システムから技術提案書を削除することとし、紙入札方式により提出した場合には、技術提案書を返却する。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使

用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(9) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由による場合に限り変更できるものとするが、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(10) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。また、技術提案書の特定通知後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法についてさらに提案を求めることがある。

(11) 電子入札システムにより申請書等の提出及び入札を行う者は、国土技術政策総合研究所「電子入札運用基準（建設工事及び建設コンサルタント業務等）」を確認のうえ入札に参加すること。

なお、電子入札運用基準は国土技術政策総合研究所のホームページで公開している。

ホームページアドレス

<http://www.nitlim.go.jp/lab/adg/index.htm>

電子入札システムは土・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼働している。

(12) 電子入札システムを利用する場合の事前準備及びシステム操作マニュアルは、国土交通省電子入札システムホームページの「ご利用ガイド」を参考とすること。

(13) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は、下記のとおりとする。

① システム操作・接続確認等の問い合わせ先

・国土交通省電子入札システムヘルプデスク TEL 03-3505-0514

・国土交通省電子入札システムホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

② ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

・取得しているICカードの認証機関

但し、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、1.

(9)①へ連絡すること。

(14) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。

この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。

参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

選定（非選定）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

技術提案書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

特定（非特定）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

辞退届受付票

保留通知書
日時変更通知書
取止め通知書

長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の試行

技術者の能力等の評価において、配置予定技術者が実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）中に産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができ、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである。

なお、産前・産後休業とは、「労働基準法」第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。

1. 長期休業に伴い技術者実績等の評価対象期間の延長を申請する場合は、様式－1②に必要事項を記載し、参加表明書とともに提出すること。
2. 長期休業の取得によって評価対象期間が延長される旨の参加表明書等をもって指名又は選定された者については、入札・契約手続きの公正性を確保するため、当該休業の事実を確認するため賃金台帳等（賃金台帳、休業取得の申し出に関する書面等の写し）の提示を求めることがある。
また、賃金台帳等の提示を拒否するなど、公正性確保のための確認に協力しない場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、指名停止等を行うことがある。
3. 長期休業の取得により、評価対象期間の延長を申請することができる評価項目は業務説明書（個別）4.(1)に掲げる評価項目のうち、以下のとおりとする。
 2. 業務実績
 - 1) 「予定管理技術者」の業務実績
 3. 成績・表彰
 - 1) 「予定管理技術者」が担当した平成〇年度から平成〇年度までに完了した国土交通省等発注業務の平均業務成績
 - 2) 「予定管理技術者」の平成〇年度から平成〇年度までに完了した業務について、発注業務と同じ業種区分の技術者表彰の有無

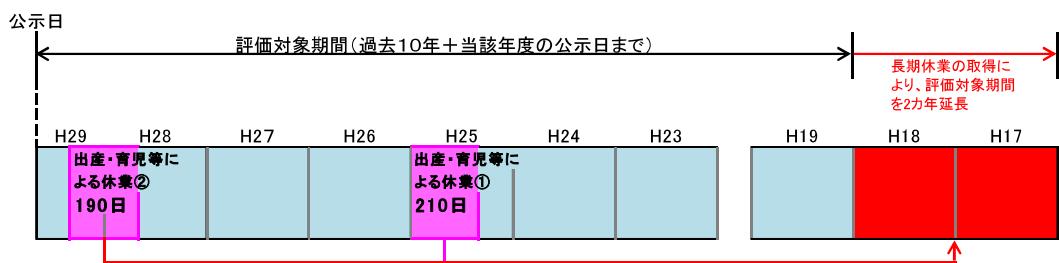
4. 評価対象期間を延長する場合は、休業取得日数を通算して1年単位で延長する。（長期休業期間が1年に満たない場合であっても、1年として切り上げて期間を延長することができ、複数の長期休業を取得している場合又は同種の休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が1ヶ年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長することができる。）。

評価対象期間の延長に関する考え方は下図のとおりである。

なお、評価期間を延長する場合において、「業務実績」「成績」「表彰」の各項目の評価期間のうち、重複する期間を延長する場合は、全ての評価対象期間を合わせて延長することとする。

【例1】

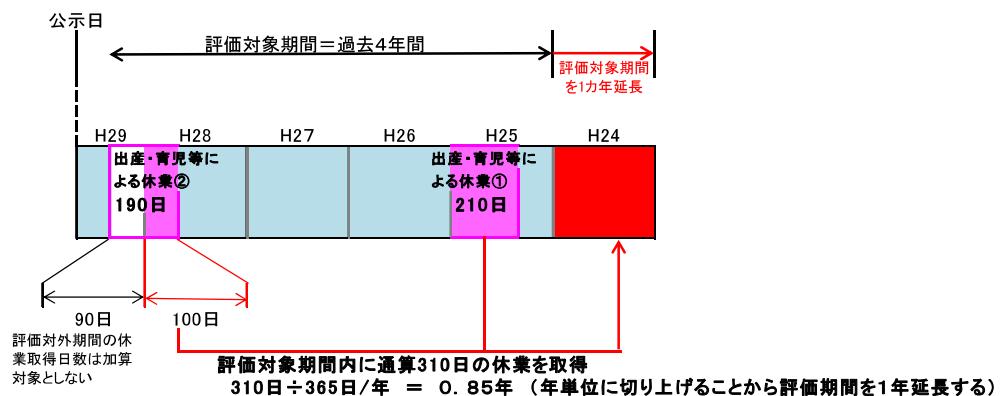
業務実績の評価対象期間(過去10年の場合)



評価対象期間内に通算400日の休業を取得
 $400\text{日} \div 365\text{日/年} = 1.1\text{年}$ (年単位に切り上げることから評価期間を2年延長する)

【例2】

成績・表彰の評価対象期間(いずれも過去4年の場合)



評価対象期間内に通算310日の休業を取得
 $310\text{日} \div 365\text{日/年} = 0.85\text{年}$ (年単位に切り上げることから評価期間を1年延長する)

拡大型プロポーザル方式の実施について

本案件は、参加表明書提出時に技術提案書を1つのファイルで提出して頂きます。手続きにあたっては、下記にご留意のうえお願いします。

①参加表明書及び技術提案書の提出方法について

参加希望者は、参加表明書提出期限までに参加表明書と技術提案書を1つのファイルにまとめて提出して下さい。

ファイルの容量は3M以内となっています。ZIP形式又はLZH形式で圧縮（自己解凍形式は除く。）して提出することも可能です。

②選定通知書受理後の作業について

選定通知書を受理された場合は、別添を登録期限までに技術提案書としてシステムに登録して下さい。

【別添】

技術提案書の提出について

本案件の技術提案書は、参加表明書提出時に提出済みです。

平成●●年●●月●●日
●●コンサルタント（株）

低未利用地等を活用した広場等空間の創出・誘導手法に関する調査業務 説明書（個別）

本業務に係る業務説明書については、業務説明書（共通事項）（簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式）（以下、「業務説明書（共通事項）」という。）に定めるもののほか、この業務説明書（個別）によるものとする。

公示日 平成29年10月5日

契約担当官等

支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 藤田 光一
〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

国土交通省では、都市の持続可能性向上を目指して中心市街地活性化や多様な世代の健康な生活実現等の観点から、歩いて暮らせるコンパクトで質の高い都市づくりを推進している。

このため、国土技術政策総合研究所では、街なかの賑わいや来街者の活動に直接的・間接的に影響を与える都市内の広場等の公的空間を対象に、広場等の立地特性を踏まえた利用者行動の観測・評価等を通じて、都市の賑わい創出に資する広場等空間の創出及び活用方策に関する研究を行っている。

本業務は、この研究に必要な広場等空間の空間的な資源およびその活用方法に関する知見・情報を得るために、全国の街なかでの低未利用地等の現状及び活用状況の情報収集・整理、低未利用地等の立地特性を踏まえた広場等空間の創出・誘導の方向性の整理等を行うものである。

(2) 業務内容

本業務の主な内容は以下のとおりである。

① 全国の街なかでの低未利用地等の現状及び活用状況の情報収集・整理

i) 低未利用地等の現状の情報収集・類型化

全国の地方都市等の中心市街地及びその周辺では、人口減少や都市中心部の活力の低下に伴って、空き地や高度利用のなされていない駐車場等の低未利用地のほか空き家・空き店舗（以下、「低未利用地等」という。）が散発的に徐々に増える現象（都市のスポーツジ化現象）が顕在化しつつある。しかし、このようなものの中には、条件が整えば広場等空間として周辺を含む賑わい創出や都市空間全体の質の向上に寄与する可能性のあるものも存在する。従って、このようにまちづくりに寄与する可能性のある低未利用地等、すなわち広場等空間の空間的な資源を把握・理解する観点から、以下の情報収集・整理を行う。

具体的にはまず、全国の大都市圏郊外都市または地方都市の中から、都市の賑わいに資する用途（例えば、広場、親水空間、情報提供施設、交流施設等）に適していると考

えられるにもかかわらず、低未利用地等となっている 100 m²～1,000 m²程度の土地や当該土地に接する空き建物が都市中心部（中心市街地の区域など）およびその周辺に多く存在する（近年まで存在していたものも含む）都市を 5 都市程度選定する。次に、これら都市の中心部およびその周辺を本業務の対象エリアとし、当該対象エリア内において上記の低未利用地等のうち代表的なものを合計で 50 箇所程度（1 都市あたり 10 箇所程度を想定）抽出しつつ、以下の 1)～4) に関する情報収集・整理を行う。

- 1) 中心市街地の形成過程・推移も含めた低未利用地等発生の経緯
- 2) 対象エリア内の交通施設、商業施設、公共公益施設、観光施設等の立地状況
- 3) 対象エリア内の歩行者流動・分布状況
- 4) 例えば下記のイ)～ハ) の観点による分類別にみた低未利用地等の分布状況
 - イ) 都市における中心市街地等との位置関係
 - ロ) 交通結節点や拠点的施設との接続性や距離
 - ハ) 街なかでの人の流動・分布状況等との関係性

また、国総研が過年度に全国の地方公共団体へのアンケート及びヒアリングにもとづき収集・整理（所在地、管理者、利用形態等に関する情報の収集・整理）を行った広場等空間事例（200 程度の地方公共団体内における 400 箇所程度の事例）の中には、低未利用地等の活用により創出されたものも一部（1割程度）あることから、これらについても、過年度調査データを再整理することにより、上記 4) の分類の考え方に基づく分類整理を行う。当該事例データについては、国総研から貸与するものとする。

なお、対象都市の選定および低未利用地等の抽出・分類・情報収集整理の方法の詳細については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

ii) 低未利用地等を広場等空間に改変した事例の追加収集・整理

低未利用地等を広場等空間に改変したことにより周辺地域のまちづくりや賑わいの創出等に寄与したと考えられる国内外の代表的事例について、以下の情報収集・整理を行う。

具体的には、i) で行う情報収集・整理の中で抽出（過年度調査の事例からの抽出を含む）された、低未利用地等を広場等空間に活用した事例も含めて、文献や必要に応じ追加ヒアリング・現地調査等の手法（現地調査は国内を想定）により上記の代表的事例を合計で 20 箇所程度抽出した上で、以下の 1)～4) に関する情報収集・整理を行う。

- 1) 所在地、広さ、用途、都市計画関連法上の位置づけ（道路、公園等）、整備手法等
- 2) 上記 i) 4) イ)～ハ) の観点での情報
- 3) 所有者および権利関係、管理形態
- 4) 賑わい創出のための工夫（組織、広報、管理方法、設計・意匠等）

なお、低未利用地等を広場等空間に活用した事例に関する情報収集項目および整理方法の詳細については、特定された者から提出された技術提案の内容を受けて設定するものとする。

② 低未利用地等の立地特性を踏まえた広場等空間の創出・誘導の方向性の整理

i) 立地特性ごとに効果的な広場の位置・規模等の考え方の整理

上記①の情報収集・整理結果を踏まえ、立地特性ごとに効果的な広場の位置・規模・空間構成等に関する考え方や選択肢の可能性について、例えば以下のような着眼点にもとづき整理する。

- ・歩行回遊経路の連続性向上
- ・周辺における賑わいや消費活動等の活性化の可能性

なお、整理の方法の詳細については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

ii) 立地特性と低未利用地類型との関係を踏まえた低未利用地等の改変手法の選択肢の整理

上記①の情報収集・整理の結果や② i) でまとめた効果的な広場の位置・規模の考え方を参考にしながら、都市中心部およびその周辺における低未利用地等を、その立地特性を踏まえつつ魅力的な広場等空間に改変していくための主な手法、整備・運営スキーム、およびその際の留意点について整理する。広場等空間への改変手法のパターンとしては例えば 1) 存置（現位置での広場等空間化）、2) 集約化、3) 交換分合等を想定しているが、整理の方法の詳細については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

③ 報告書作成

以上の検討内容（検討過程を含む）と結果を、第三者にもわかりやすい形で、要領よく報告書にまとめる。あわせて、十数ページ程度（PPT 形式を想定）で報告書の概要版も作成すること。

(3) 技術提案を求める特定テーマ

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

特定テーマ 1 低未利用地等を広場等空間に活用した事例に関する情報収集および整理にあたっての工夫および留意点……(2)① ii) に対応

(4) 業務の打合せ

業務の打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は 4 回を予定するものとする。

- ・業務着手時 1 回
- ・中間時 2 回
- ・業務完了時（成果品納入時の打ち合わせ） 1 回

なお、業務打合せは管理技術者が立ち会うものとする。

(5) 主たる部分

設計業務等共通仕様書第 1128 条 1 項以外の内容の有無： 無

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(7) 成果品

成果品は特記仕様書によるものとする。

(8) 履行期間

履行期間は以下のとおり予定している。

契約の翌日 ~ 平成 30 年 2 月 28 日

(9) 電子入札 業務説明書（共通事項）による。

(10) 担当部局

国土交通省国土技術政策総合研究所総務部会計課調査係

住所 〒305-0804

茨城県つくば市旭1番地

TEL 029-864-4022 FAX 029-864-4793

e-mail nil-chotatsu@mit.go.jp

(11) その他

本業務の契約書（案）及び特記仕様書（案）は別紙のとおりである。

2. 技術提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

① 単体企業

業務説明書（共通事項）による一般競争（指名競争）参加資格における業種区分は、「土木関係建設コンサルタント業務」とする。

それ以外の基本的要件については、業務説明書（共通事項）による。

② 設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年10月5日付け国土技術政策総合研究所長）に示すところにより国土技術政策総合研究所長から低未利用地等を活用した広場等空間の創出・誘導手法に関する調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日）付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号」の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、選定通知の日とする。

③ 資本関係及び人的関係について、業務説明書（共通事項）に該当する関係がないこと。

(2) 参加表明書に関する要件

① 予定管理技術者に関する確認審査事項は、以下のとおりとする。

・「予定管理技術者」の資格等

以下の資格のいずれかを有する者とする。

I 技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設一都市及び地方計画））

II 技術士（建設部門（選択科目：都市及び地方計画））

III RCCM（都市計画及び地方計画部門）

IV その他、同等と認められる要件

i 博士（工学）、又はそれと同等の学位を有する者。

ii ②に掲げる研究について、競争的研究資金等を用いた研究における研究代表者としての経験

iii 土木学会認定土木技術者（特別上級・上級・1級（全て都市関連分野に限る））

・業務成績

平成25年度から平成28年度までに完了した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局（以降「国土交通省等」という）発注業務について、その平均業務成績が60点以上で

あること。

ただし、請負金額100万円以上の国土交通省等発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

・手持ち業務量

公示日現在の手持ち業務量が4億円未満かつ10件未満である者。その他、業務説明書（共通事項）による条件を満たすこと。

- ② 参加表明者又は予定管理技術者に関する確認審査事項は、業務説明書（共通事項）によるほか、以下のとおりとする。

・同種業務、類似業務又は同種研究、類似研究等の実績

下記に示される平成19年度以降公示日までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した「同種業務、類似業務」の実績、又は平成19年度以降公示日までに完了した「同種研究、類似研究」の実績を有していなければならない。なお、「国・特殊法人・地方公共団体等」は業務説明書（共通事項）による。

同種業務：都市における広場整備に関する業務

類似業務：中心市街地活性化計画または公共公益施設配置に関する業務

同種研究：都市における広場整備に関する研究実績

類似研究：中心市街地活性化計画または公共公益施設配置に関する研究実績

設計共同体による場合は、構成員のいずれかが当該実績を有するものとし、他の構成員については、分担する業務のいずれかひとつについて、平成19年度以降公示日までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において、分担する業務に相当する業務（又は研究）実績又は当該実績を有していなければならない。

・実績業務の成績

実績として挙げた業務の成績が60点以上であること。その他業務説明書（共通事項）による。

- ③ 業務実施体制に関する確認審査事項

ア 再委託の内容が、主たる部分でないこと

イ 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合に、業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと

ウ 業務内容に即した適切な技術者が配置された体制となっていること

エ 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎていないこと、一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしていること

3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

業務説明書（共通事項）による。

(2) 参加表明書記載上の留意事項

業務説明書（共通事項）3.(2)に記載の参加表明書記載上の留意事項については以下のとおりである。

記載事項	内容に関する留意事項
予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者について、経歴等を記載する。 ・予定管理技術者の資格について証明する書類の写しを添付すること。 ・設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が管理技術者を配置すること。 ・予定管理技術者が継続教育（CPD）の登録証明書等を有している場合、その内容を記載する。記載した証明について、建設系CPD協議会の各構成団体が発行する継続教育（CPD）の登録証明書の写し若しくは公益財団法人建築技術教育普及センターが発行する建築CPD実績証明書の写しを添付すること。なお、インターネットでの検索結果の写しは評価の対象としない。 ・CPD単位取得の証明は、当該業務の公示日から過去1年以内又は公示日以降に発行されたものであり、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。 ・同種業務等の実績について記載する件数は、1件とする。（複数の記載があった場合は、最初の1件のみ対象とする。） ・予定管理技術者の国土技術政策総合研究所、地方整備局等における発注業務と同じ業務区分の優秀技術者表彰、または優良業務表彰等の経歴がある場合は、表彰状等の写しを添付すること。 ・記載様式は、様式一2とする。 ・同種又は類似業務等及び表彰の実績として求める期間中に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。詳細は業務説明書（共通事項）別添1「長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の試行」による。
予定管理技術者の業務説明書（個別）に示される期間における同種業務、類似業務又は同種研究、類似研究の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種業務、類似業務又は同種研究、類似研究」の実績について記載する。 ・記載する業務は様式一2に記載した業務とする。 ・記載する業務数は、1件とする。（複数の記載があった場合は、最初の1件のみ対象とする。） ・参加表明者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式一3とし、図面、写真等を利用する場合も含め（1業務につき）1枚以内に記載する。 ・同種又は類似業務等の実績として求める期間中に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。詳細は業務説明書（共通事項）別添1「長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の試行」による。

<p>参加表明者（設計共同体は全構成員）の業務説明書（個別）に示される期間における同種業務、類似業務又は同種研究、類似研究の実績（設計共同体の構成員の場合は、分担する業務に相当する業務（又は研究）の実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 参加表明者が過去に受託した「同種業務、類似業務又は同種研究、類似研究」の実績又は参加表明者が過去に実施した研究実績（以下、本表において「当該実績」という。）について記載する。 ▪ 設計共同体により業務を実施する場合には、全構成員について当該実績を記載する。ただし、当該実績を有しない全ての構成員について、それぞれ分担する業務のいずれかひとつに相当する業務（又は研究）実績を記載する。 ▪ 記載する業務数は、1件とする。設計共同体により業務を実施する場合には、構成員1者につき1件とする。（複数の記載があった場合は、最初の1件のみ対象とする。） ▪ 記載する業務は、様式一2に記載した予定管理技術者の同種又は類似業務等を重複して記載することができる。 ▪ 記載様式は様式一4とし、図面、写真等を利用する場合も含め、（1業務につき）1枚以内に記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1者単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。 ▪ 設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。ただし、1.（2）業務内容で掲げている各項目については、必要に応じて分けてよい。 ②各構成員は1名以上の担当技術者を配置できること。 ③一つの分担する業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ▪ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ▪ 記載様式は様式一5とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載する。 ▪ 担当技術者は、最大8名まで（設計共同体である場合には構成員毎に8名まで）記載することとし、担当技術者毎に分担する業務を記載する。（業務内容の全ての項目に担当技術者を配置すること。） ▪ 参加表明書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合又は設計共同体により実施する場合は、企業名等も記載すること。 ▪ 記載様式は様式一6とする。

(3) 業務実績等の証明

次の①～③のいずれかにより証明するものとする。

- ① T E C R I S 登録番号の記載（様式－3、4）
- ② T E C R I S に登録されていない場合は、同種又は類似の業務の実績を証明する書類（契約書の写し等業務内容が確認できるもの）の提出
- ③ 同種研究又は類似研究を証明する書類（発表論文の写し等）

(4) 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

公示文4. による。

(5) 選定・非選定通知

技術提案書の提出者としての選定・非選定通知は、平成29年10月30日（火）を予定している。（確認審査の状況により変更する場合がある。）その他業務説明書（共通事項）による。

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価配点に基づき評価する。

評価項目	判定基準	評価配点
1. 継続教育取組実績		
1) 「予定管理技術者」の公示日から過去1年以内のCPDの取得状況	<ul style="list-style-type: none">・下記の順位で評価する。 ① 建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ業務説明書(共通事項)に示す建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者 ② 公益財団法人建築技術教育普及センターが発行する建築CPD実績証明書が有り、かつ業務説明書(共通事項)に示す建築CPD運営会議が推奨する下記の単位を満たしている者 ③ 上記以外	<p>① 5 ② 5 ③ 0</p>
2. 業務実績（参加表明時に提出させたものを使用する。）		
1) 「参加表明者」又は「予定管理技術者」の業務実績 平成19年度以降公示日までに完了した同種業務、類似業務又は同種研究、類似研究の実績	<ul style="list-style-type: none">・下記の順位で評価する。 ① 同種業務又は同種研究の実績がある ② 類似業務又は類似研究の実績がある ・左記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。詳細は業務説明書(共通事項)別添1「長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の試行」による。	<p>① 5 ② 3</p>

3. 成績・表彰		
1) 「予定管理技術者」が担当し平成25年度から平成28年度までに完了した国土交通省等発注業務の平均業務成績	<p>・下記の順位で評価する。</p> <p>① TECRIS 評価点が78点以上 ② TECRIS 評価点が77点以上78点未満 ③ TECRIS 評価点が76点以上77点未満 ④ TECRIS 評価点が75点以上76点未満 ⑤ TECRIS 評価点が74点以上75点未満 ⑥ TECRIS 評価点が60点以上74点未満</p> <p>なお、請負金額100万円以上の国土交通省等発注業務がない場合、加点しない</p> <p>・左記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。詳細は業務説明書（共通事項）別添1「長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の試行」による。</p>	① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 1 ⑥ 0
2) 「予定管理技術者」の平成25年度から平成28年度までに完了した業務について、発注業務と同じ業種区分の技術者表彰の有無	<p>・下記の順位で評価する。</p> <p>① 国研での優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある ② 地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局での優秀技術者表彰又は優良業務表彰の経験がある ③ ①及び②の表彰の経験がない</p> <p>・左記期間に長期休業を取得した場合は、休業期間に応じて評価対象期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。詳細は業務説明書（共通事項）別添1「長期休業に伴う技術者実績等の評価期間の試行」による。</p>	① 5 ② 3 ③ 0

4. 技術提案書の内容			
1) 実施方針・業務フロー	<p>・下記の順位で評価する。</p> <p>① 業務の目的や内容を正しく理解し、重視する事項や着眼点が適切に認識された実施方針・業務フローとしてとりまとめられており、業務全般にわたり課題解決のために効果的な、優れた工夫、提案がされている場合</p> <p>② 業務の目的や内容を正しく理解し、重視する事項や着眼点が適切に認識された実施方針・業務フローとしてとりまとめられており、一部において課題解決のために効果的な、優れた工夫、提案がされている場合</p> <p>③ 業務の目的や内容を正しく理解し、重視する事項や着眼点が適切に認識された実施方針・業務フローとしてとりまとめられている場合</p> <p>④ 業務の目的や内容を正しく理解していない、重視する事項や着眼点が適切に認識されていないなど、実施方針・業務フローとしてとりまとめが不十分である場合</p>	① 30 ② 18 ③ 0 ④ 特定しない	
2) 特定テーマに関する技術提案 特定テーマ 1 ・低未利用地等を広場等空間に活用した事例に関する情報収集および整理にあたっての工夫および留意点	<p>・下記の順位で評価する。</p> <p>① 左記の特定テーマに係る業務を実施する上で必要な技術力を有しており、特定テーマ全般にわたり、効果的な、優れた実施方法及び技術的留意事項が具体的に示されている場合</p> <p>② ①と③の中間に位置づけられる場合</p> <p>③ 左記の特定テーマに係る業務を実施する上で必要な技術力を有しており、一部において効果的な、優れた実施方法及び技術的留意事項が具体的に示されている場合</p> <p>④ ③と⑤の中間に位置づけられる場合</p> <p>⑤ 左記の特定テーマに係る業務を実施する上で必要な技術力を有している場合（業務目的・内容と整合している）</p> <p>⑥ 技術力が不十分である場合</p>	① 90 ② 72 ③ 54 ④ 36 ⑤ 0 ⑥ 特定しない	
合 計			140

5. 技術提案書の留意事項

- (1) 業務説明書（共通事項）5. (1)③に記載の参考業務規模は、4. 5百万円～5百万円程度（税込）を想定している。
- (2) 作成方法
業務説明書（共通事項）による。
- (3) 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限
技術提案書の提出方法、提出先、提出期限は、公示文4. による。

(4) 既存資料の閲覧の有無：有

技術提案書の作成に当たり、以下の資料を閲覧することができる。閲覧を希望する場合は、業務件名、閲覧希望日時を1. (10)の担当部局まで電子メールにより連絡すること。

資料名：立地特性に着目した広場整備に関するデータ等整理業務報告書

閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの休日を除く毎日9時から17時まで

6. ヒアリング

(1) 提出された技術提案書について、以下のとおりヒアリングを行う。

実施場所：国土交通省国土技術政策総合研究所 立原庁舎内

実施日：平成29年10月31日（火）（確認審査等の状況により変更する場合がある）

ヒアリングは各者説明15分・質疑応答15分の計30分程度とし、開始時間については後日連絡する。

(2) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(3) ヒアリング対象者は配置予定管理技術者とする。ただし、やむを得ない理由において配置予定管理技術者が出席できない場合は、配置予定担当技術者によりヒアリングを受けることも可とする。

7. 特定・非特定通知

業務説明書（共通事項）による。

8. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、公示日から平成29年10月17日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（最終日は12時00分まで）に行うものとする。

(2) 質問に対する回答は、平成29年10月23日（月）までに行う。

9. 支払条件

業務説明書（共通事項）による。

10. その他の留意事項

業務説明書（共通事項）による。

業務仕様書(案)

1. 業務名 低未利用地等を活用した広場等空間の創出・誘導手法に関する調査業務
2. 履行場所 隨意
3. 履行期間 契約の翌日から平成30年2月28日まで
4. 概要 国土交通省では、都市の持続可能性向上を目指して中心市街地活性化や多様な世代の健康な生活実現等の観点から、歩いて暮らせるコンパクトで質の高い都市づくりを推進している。
このため、国土技術政策総合研究所では、街なかの賑わいや来街者の活動に直接的・間接的に影響を与えていたる都市内の広場等の公的空間を対象に、広場等の立地特性を踏まえた利用者行動の観測・評価等を通じて、都市の賑わい創出に資する広場等空間の創出及び活用方策に関する研究を行っている。
本業務は、この研究に必要な広場等空間の空間的な資源およびその活用方法に関する知見・情報を得るために、全国の街なかでの低未利用地等の現状及び活用状況の情報収集・整理、低未利用地等の立地特性を踏まえた広場等空間の創出・誘導の方向性の整理等を行うものである。
5. 仕様
1)一般共通事項
国土技術政策総合研究所設計業務等共通仕様書（改正国総研達第10号 平成29年4月1日）によるものとする。
- 2)特記仕様 別紙特記仕様書のとおり
6. 検査
業務完了後は、当所検査職員の立ち会いによる、本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

以上

平成29年 月 日

都市施設研究室

特記仕様書(案)

第1章 総 則

第1条 適用

1. 本特記仕様書(以下「本仕様書」という。)は、国土技術政策総合研究所設計業務等共通仕様書(改正国総研達第10号平成29年4月1日)(以下、「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、「低未利用地等を活用した広場等空間の創出・誘導手法に関する調査業務」という。に適用する。
2. 本業務を実施するに当たり本仕様書に明示なき一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 疑義

本業務の遂行上疑義を生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

第3条 権利義務

本業務によって得られる成果は、国に帰属するものであり、私権を設定してはならない。

第4条 管理技術者

1. 管理技術者は、共通仕様書第1107条の定めのほか下記に示す条件のいずれかを満たす者とする。
 - I 技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設部門で選択科目が都市及び地方計画))
 - II 技術士(建設部門(選択科目:都市及び地方計画))
 - III RCCM(都市計画及び地方計画部門)
 - IV その他、同等と認められる要件
 - i 博士(工学)又はそれと同等の学位を有する者。
 - ii 土木学会認定土木技術者(特別上級・上級・1級(全て都市関連分野に限る))
 - iii 入札説明書に定める同種又は類似の研究について、競争的研究資金等を用いた研究における研究代表者としての経験
2. 本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書に記述した配置予定の技術者でなければならない。
3. 管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、調査職員と協議を行うものとする。
4. 本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務(本業務を除く管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務)の量が契約金額で4億円、件数で10件(平成29年10月5日現在での手持ち業務に、国土交通省等の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のiからivまでのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続した場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- i 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務等実績を有する者
- ii 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- iii 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- iv 手持ち業務量が当該業務の入札説明書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第5条 配置技術者

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書共通編第1112条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付すものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第6条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

第2章 業務内容

第7条 業務構成

- | | |
|--|----|
| (1) 全国の街なかでの低未利用地等の現状及び活用状況の情報収集・整理 | 1式 |
| (2) 低未利用地等の立地特性を踏まえた広場等空間の創出・誘導の方向性の整理 | 1式 |
| (3) 報告書作成 | 1式 |
| (4) 打合せ | 1式 |

第8条 業務内容

- | | |
|--|--|
| (1) 全国の街なかでの低未利用地等の現状及び活用状況の情報収集・整理 | |
| i) 低未利用地等の現状の情報収集・類型化 | |
| 全國の地方都市等の中心市街地及びその周辺では、人口減少や都市中心部の活力の低下に伴って、空き地や高度利用のなされていない駐車場等の低未利用地のほか空き家・空き店舗（以下、「低未利用地等」という。）が散発的に徐々に増える現象（都市のスポンジ化現象）が顕在化しつつある。しかし、このようなものの中には、条 | |

件が整えば広場等空間として周辺を含む賑わい創出や都市空間全体の質の向上に寄与する可能性のあるものも存在する。従って、このようにまちづくりに寄与する可能性のある低未利用地等、すなわち広場等空間の空間的な資源を把握・理解する観点から、以下の情報収集・整理を行う。

具体的にはまず、全国の大都市圏郊外都市または地方都市の中から、都市の賑わいに資する用途（例えば、広場、親水空間、情報提供施設、交流施設等）に適していると考えられるにもかかわらず、低未利用地等となっている $100\text{m}^2\sim 1,000\text{m}^2$ 程度の土地や当該土地に接する空き建物が都市中心部（中心市街地の区域など）およびその周辺に多く存在する（近年まで存在していたものも含む）都市を5都市程度選定する。次に、これら都市の中心部およびその周辺を本業務の対象エリアとし、当該対象エリア内において上記の低未利用地等のうち代表的なものを合計で50箇所程度（1都市あたり10箇所程度を想定）抽出しつつ、以下の1)～4)に関する情報収集・整理を行う。

- 1) 中心市街地の形成過程・推移も含めた低未利用地等発生の経緯
- 2) 対象エリア内の交通施設、商業施設、公共公益施設、観光施設等の立地状況
- 3) 対象エリア内の歩行者流動・分布状況
- 4) 例えば下記のイ)～ハ)の観点による分類別にみた低未利用地等の分布状況
 - イ) 都市における中心市街地等との位置関係
 - ロ) 交通結節点や拠点的施設との接続性や距離
 - ハ) 街なかでの人の流動・分布状況等との関係性

また、国総研が過年度に全国の地方公共団体へのアンケート及びヒアリングにもとづき収集・整理（所在地、管理者、利用形態等に関する情報の収集・整理）を行った広場等空間事例（200程度の地方公共団体内における400箇所程度の事例）の中には、低未利用地等の活用により創出されたものも一部（1割程度）あることから、これらについても、過年度調査データを再整理することにより、上記4)の分類の考え方に基づく分類整理を行う。当該事例データについては、国総研から貸与するものとする。

なお、対象都市の選定および低未利用地等の抽出・分類・情報収集整理の方法の詳細については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

- ii) 低未利用地等を広場等空間に改変した事例の追加収集・整理
低未利用地等を広場等空間に改変したことにより周辺地域のまちづくりや賑わいの創出等に寄与したと考えられる国内外の代表的事例について、以下の情報収集・整理を行う。
具体的には、i) で行う情報収集・整理の中で抽出（過年度調査の事例からの抽出を含む）された、低未利用地等を広場等空間に活用した事例も含めて、文献や必要に応じ追加ヒアリング・現地調査等の手法（現地調査は国内を想定）により上記の代表的事例を合計で20箇所程度抽出した上で、以下の1)～4)に関する情報収集・整理を行う。

- 1) 所在地、広さ、用途、都市計画関連法上の位置づけ（道路、公園等）、整備手法等
- 2) 上記i) 4) イ)～ハ)の観点での情報
- 3) 所有者および権利関係、管理形態

4) 賑わい創出のための工夫（組織、広報、管理方法、設計・意匠等）

なお、低未利用地等を広場等空間に活用した事例に関する情報収集項目および整理方法の詳細については、特定された者から提出された技術提案の内容を受けて設定するものとする。

（2）低未利用地等の立地特性を踏まえた広場等空間の創出・誘導の方向性の整理

i) 立地特性ごとに効果的な広場の位置・規模等の考え方の整理

上記（1）の情報収集・整理結果を踏まえ、立地特性ごとに効果的な広場の位置・規模・空間構成等に関する考え方や選択肢の可能性について、例えば以下のような着眼点にもとづき整理する。

- ・歩行回遊経路の連続性向上

- ・周辺における賑わいや消費活動等の活性化の可能性

なお、整理の方法の詳細については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

ii) 立地特性と低未利用地類型との関係を踏まえた低未利用地等の改変手法の選択肢の整理

上記（1）の情報収集・整理の結果や（2）i) でまとめた効果的な広場の位置・規模の考え方を参考にしながら、都市中心部およびその周辺における低未利用地等を、その立地特性を踏まえつつ魅力的な広場等空間に改変していくための主な手法、整備・運営スキーム、およびその際の留意点について整理する。広場等空間への改変手法のパターンとしては例えば1)存置（現位置での広場等空間化）、2)集約化、3)交換分合等を想定しているが、整理の方法の詳細については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

（3）報告書作成

以上の検討内容（検討過程を含む）と結果を、第三者にもわかりやすい形で、要領よく報告書にまとめる。あわせて、十数ページ程度（PPT形式を想定）で報告書の概要版も作成すること。

（4）打合せ

業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行い、提出するものとする。

なお、打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は4回を予定するものとする。

1)業務着手時 1回

2)中間時 2回

3)業務完了時（成果品納入時の打合せ） 1回

なお、業務打合せは管理技術者が立ち会うものとする。

第3章 そ の 他

第9条 成 果 品

業務完了時に、成果品として、次のものを引き渡すものとする。

・報告書（電子複写） 3部

・報告書原稿（CD-R（一度しか書き込みできないもの）） 3枚

報告書は、A4版で紙フラットファイルとする。また、文字及び図表はわかりやすく仕上げたものとする。

第10条 成果品の提出場所

国土交通省国土技術政策総合研究所都市研究部都市施設研究室とする。

以 上